

No.	課題分類	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案 (解決方法)
1		砺波市政バス	<p>市民に砺波市の事業の実施状況や公共施設等を見学する機会を提供し、市政についての理解や関心を高めるとともに、率直な意見や提言を市政に反映させることを目的に実施。</p> <p>実施方法 2方式(平成27年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「企画指定型」 日程、コースを市が指定し、参加者を募集する方式。 ・「企画募集型」 市民(個人又は団体)の提案による日程、コースにより参加者を募集する方式。ただし、コースの一部は市が指定できる。 <p>いずれのコースも、6月～11月の期間で各々5回程度を実施回数とし、運行時間は午前9時～午後4時まで。定員は10名以上35名以内。参加費及びバス運行費は無料。施設入館料、昼食代等は参加者負担。</p>	<p>「企画募集型」の市政バスは、利用団体の90%は過去3年間のうち2回以上利用した実績があり、利用者が固定化されている。また、市政バス利用申請時に「目新しいところはないか」と尋ねられることが多く、参加費及びバス経費を無料としていることから、地区の高齢者の外出の機会として交流旅行目的の面も免れない。</p> <p>一方、市政の現状や新しい施策、施設等のPRを行う「企画指定型」は、募集型の後ろに陰をひそめ、実態としては年1回となっている。</p>	<p>「砺波市第2次総合計画」がスタートしたことや、新たにオープンした施設などをPRして施設利用を促進するなどを目的としていき、市で企画したものに参加いただく「企画指定型」の運行のみとし、「企画募集型」は廃止する。</p>
2	新たな課題	地域包括支援センター(直営)運営事業	<p>地域包括支援センターは主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の3職種において、介護予防、高齢者虐待防止等に関する業務を実施。</p>	<p>現在、主任介護支援専門員の有資格者は保健師3名(地域包括支援センター2名、健康センター1名)いるが、H28から更新等研修時間が増え、地域包括支援センター以外の配属先で更新研修を受講することになると、配属先での業務等に支障がでるため更新が困難な状況。介護支援専門員の更新研修についても同様の状況である。そのため、今後主任介護支援専門員を市の職員で確保していくことは厳しい状況にある。主任介護支援専門員受講資格者は数年目途がたっていない。</p> <p>* 主任介護支援専門員の資格取得までに人事異動がない場合で最低10年必要。</p> <p>①保健師等(5年以上経験有)で介護支援専門員の試験を受け、②資格取得後、通算5年以上介護支援専門員として実務経験し主任介護支援専門員研修受講が必要。③更新研修を受講しないと資格が取り消される。</p> <p>* 主任介護支援専門員の資格取得を優先させると職員のジョブローテーションが硬直化し、地域包括支援センターに主任クラスの職員が必然的に増え、市役所全体としての保健師の人材育成に支障がでる。</p> <p>* 現在、研修費用等は現任期間の場合予算対応だが、配属が変われば自己負担しており研修費用も値上がりしており個人に負担がかかっている。</p> <p>* 主任介護支援専門員研修:12日間、44,000円。 更新研修:8日間、28,000円(法定外研修年4回受講していることが受講要件)</p> <p>* 民間事業所の主任介護支援専門員も同様に確保が厳しい状況で民間からの派遣は困難。(介護職員不足、配置移動で要件を満たせない)</p>	<p>保健師、社会福祉士の人材育成、ジョブローテーションを優先し、30代から40代前半の保健師、社会福祉士の職員が主任介護支援専門員の資格を有するまで、嘱託職員で主任介護支援専門員(現在2人)の有資格者に主任介護支援専門員手当を支給し、市役所直営の地域包括支援センターの主任介護支援専門員を確保する。</p>

No.	課題分類	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案 (解決方法)
3	新たな課題	中山間地域農業活性化対策事業(湯山サブセンターの維持管理)	湯山サブセンターの指定管理者として、平成18年度より、地元の庄川町農村環境改善湯山サブセンター運営委員会を指定し管理を委託してきた。 年間の維持管理費として、300千円を交付しており、現在の指定期間は平成23年4月1日～平成30年3月31日までとしている。	湯山集落については、高齢化や人口減少により、庄川町農村環境改善湯山サブセンターの施設維持管理が困難となっている。	庄川町農村環境改善湯山サブセンター運営委員会より、今後の施設維持管理が困難であるとの申し出があることから、平成30年4月1日以降の管理については庄川町農村環境改善湯山サブセンター運営委員会へ指定管理を委託しない方向で調整を行い、指定管理施設の廃止について検討を行う。
4	他団体との比較	小・中学校卒業記念品贈呈	市内の小・中学校の課程を修了する児童・生徒に対し、卒業記念品を贈呈するもの。 小学校: 中学和英辞典 中学校: 印鑑ケース、印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の状況を見ても、卒業記念品を贈る市が少数派であること。 ・和英辞典は、電子機器の発展により、使用頻度が減っていること。 ・印鑑ケースは、作成者の高齢化が進んでいること。また、材料の品質にばらつきがあること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止とする。または、縮小する。小学校のみ廃止とし、義務教育修了の中学校のみの記念品とする。 ・印鑑ケース(中学校)については、材料確保のため、H29年度は依頼済みである。H30年度以降の廃止を目指したい。
5	全庁的な検討	チューリップフェア絵画展(平成28年度まではチューリップフェア写生画展)	平成28年度までチューリップフェア写生画展として開催していたが、昨年(平成27年度)の提案や小中学校長会の意見(学校行事としての取組は困難等)、(公財)花と緑と文化の財団との調整により、平成29年度からはチューリップフェア絵画展として実施されることになった。 主な変更点については、対象者が市内の小中学生から小学生だけとなったこと、応募が学校行事としての取組から自由応募となったことである。	<p>入場券は財団から市内小学生全てに配布しており、また自由応募としたことなどチューリップフェアに限定した絵画として募集していることから、教育委員会としての事業よりもイベント色の強い事業となっている。</p> <p>※(公財)砺波市花と緑と文化の財団(チューリップフェア推進協会)からの受託事業になっている。</p>	<p>教育的な目的よりもイベント的な要素が強くなってきたため、(公財)砺波市花と緑と文化の財団の直営事業として実施をお願いしたい。</p> <p>自由応募としたことから対象者を市内限定とせず全国規模等にすることや呉西圏域連携事業として呉西地区の小学生全てに入場券を配布することなど、柔軟な発想で事業展開が見込まれる。</p>